

令和5年度前期 学費免除・徴収猶予申請について

1 学費（入学料・授業料）免除の申請について

(1) 申請資格者

① 入学料免除

本学の入学許可者（研究生、聴講生等は除く）で、以下のいずれかに該当する者
(ア) 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者（大学院入学許可者のみ）

(イ) 入学前1年以内において、申請者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が困難であると認められる者

(ウ) その他やむを得ない事情があると認められる者

(エ) 修学支援新制度の採用者、又は申請予定の者（学部入学許可者のみ）

② 授業料免除

本学の学生（研究生又は聴講生等は除く）で次のいずれかに該当する者

(ア) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者

(イ) 申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められる者

(ウ) その他やむを得ない事情があると認められる者

(2) 申請手続・申請期間

① 申請書入手方法：2月15日（水）以降に東京大学HP（下記URL）からダウンロード可

② 申請方法：簡易書留郵便による郵送のみ

③ 申請期間：

4月新入生(※) 2月15日（水）～入学予定学部・研究科等の入学手続期間最終日「入学手続最終日消印有効」かつ「その2営業日後までに必着」

※ 注意

- ・ 入学料・授業料両方の免除を申請する場合も上記期間内に申請してください。
- ・ 入学手続期間が4月1日以降の教育学部・理学系研究科（外国人特別選考ビザなし）入学者は、手続期間最終日までではなく、3月31日までに申請してください。
- ・ 入学料免除を申請しない場合、授業料免除の締切は在学生同様4月7日（金）です。

在学生 2月15日（水）～4月7日（金）
「4月7日（金）消印有効」かつ「4月11日（火）までに必着」

④ 申請方法詳細・申請書ダウンロード：

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02.html



2 学費徴収猶予（延納・分納）の申請について

入学料免除及び授業料免除の申請を行うと、結果通知（7月末）までの期間、入学料及び授業料の支払いは猶予されます。それ以上の猶予を希望する場合は、申請様式一式を送付しますので、下記お問合せ先までメールでご連絡ください。申請期間は学費免除と同一です。

お問合せ先：東京大学本部奨学厚生課授業料等免除チーム

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

E-mail: syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

※お問い合わせの際は、氏名・所属（予定）の学部（研究科）・学籍番号を本文に記載してください。